

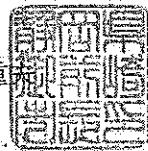


御環第47号

平成30年6月13日

静岡県知事 川勝 平太 様

御前崎市長 柳澤 重光



「(仮称)御前崎リサイクルエネルギープラザ整備事業環境影響評価方法書」  
に関する意見について(回答)

平成30年5月21日付け環生第73号により照会のありました件について、静岡県環境影響評価条例第14条第2項の規定による環境保全の見地からの意見を、別紙のとおり回答いたします。

担当:御前崎市市民生活部環境課

電話:0537-85-1162

FAX:0537-85-1149

## (仮称) 御前崎リサイクルエネルギープラザ整備事業環境影響評価方法書 に対する市長意見

### 1 はじめに

「(仮称) 御前崎リサイクルエネルギープラザ整備事業」(以下「本事業」という。)の環境影響評価方法書に対する市長意見を述べさせていただきます。

本事業は、廃棄物焼却施設(処理能力: 566 t / 日)の設置と同時に廃棄物及び木質バイオマスの混焼による発電施設(発電出力: 12,000kW)の設置が計画されております。

事業実施区域は、市内南部の遠州灘沿いに位置し、周辺には日本三大砂丘のひとつに数えられる浜岡砂丘や県立自然公園に指定されている白砂公園などの豊かな自然環境が広がる観光資源であり、天然記念物のアカウミガメの産卵地としても広く知られております。また、遠州灘沿岸はしらすをはじめとする豊富な漁業資源の漁場であり、本市の漁業には欠かせない場所でもあります。

事業者におかれましては、本事業の実施による環境への影響をできる限り回避・低減し、環境保全に万全を期することを理解・認識したうえで、調査・予測・評価という環境影響評価を着実に実施されることを求めます。

### 2 全般事項

- (1) 環境影響評価の実施に当たっては、関係行政機関等からの意見はもとより、市民等からの意見にも最大限配慮するとともに、その結果及び評価等について、環境影響評価準備書の手続の中で、地域住民及び関係者に対し丁寧に説明を行うこと。
- (2) 環境影響評価の実施に当たっては、専門家等からの助言を受けたうえで、科学的知見に基づく適切な調査を実施し、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。
- (3) 環境影響評価の実施に当たっては、可能な限り最新の知見や評価手法を取り入れるとともに、評価を行う過程において環境影響に関わる変更が生じた場合は、選定した項目や手法等の見直しや、追加での調査、予測及び評価の検討、実施など適切に対応すること。
- (4) 御前崎市環境基本条例(平成18年12月25日御前崎市条例第21号)の趣旨に基づき、環境の保全と健康で安全かつ快適な生活の確保のため、環境保全措置の検討を行うこと。

### 3 個別項目

#### (1) 大気環境

- ・事業実施区域周辺の遠州灘は全国有数のシラスの漁場であり、排ガス等の海上飛散が予測される場合は、シラス漁及び他の魚介類に与える影響が懸念されるとの漁業関係者からの意見がある。そのため、排ガス等による漁業や魚介類に与える影響に関する調査、予測及び評価について実施を検討すること。
- ・施設関係車両の計画台数は1日最大140台とされており、その多くは日中に集中すると想定されるため、振動・騒音の予測及び評価については、日中に車両の通行が集中することを想定して行うこと。

#### (2) 水環境

- ・給水計画で上水道及び地下水を利用することになっているため、事業実施区域周辺における井戸の利用状況及び周辺井戸への影響について調査し、予測及び評価を行うこと。

#### (3) 土壤環境

- ・土壤の現地調査地点を5地点としているが、事業実施区域から北側及び北東側は農業振興地域に指定されていることから、農業振興地域内で調査地点を2地点追加すること。

#### (4) 動物・植物・生態系

- ・建設工事中を含む振動・騒音・夜間照明によるアカウミガメの上陸や産卵等の生態系を保護するため、ウミガメに関する専門知識を有する専門家の意見に基づいて調査し、予測及び評価すること。

#### (5) 景観

- ・主要な眺望点及び景観調査地点に、茶園と遠州灘を一望できる本市の主要観光施設である「あらさわふる里公園展望台」を追加すること。

#### (6) その他

- ・調査区域が自然公園区域に入った場合、自然関係法令等が適用されるため関係機関と事前に協議を行うこと。
- ・搬入搬出車両により周辺道路の交通量が増加することから、周辺道路舗装や埋設物への影響について調査し、予測及び評価を行うこと。
- ・本事業の実施に伴い、新たな送電線の設置が必要な場合は、当該送電線の設置が周辺の生活環境（交通、電波等）及び自然環境（地下水等）の影響について、環境影響評価の項目として選定し、適切な調査、予測及び評価を実施すること。
- ・建設工事中を含む交通量増加に伴う安全対策の内容について、環境影響評価準備書では具体的に記載すること。
- ・周辺環境の特性を考慮したうえで、生態系や景観への配慮について環境影響評価準備書では具体的に記載すること。
- ・静岡県環境影響評価条例に基づく手続きの内容や環境影響評価を行った項目については事後調査を行うことを、可能な限り意義も含め市民に周知すること。

- ・事業計画を進めるうえで、地域住民、関係団体、関係行政機関との情報交換を行い、各種環境情報に関する相互の情報共有が図られるよう努めること。
- ・本事業が実施される場合には、御前崎市と事業者は、御前崎市環境基本条例の趣旨に基づき、公害による住民の健康及び生活環境に係る被害を未然に防止することを目的として環境保全協定を結ぶこと。

#### 4 付帯事項

本事業の実施に当たっては、事業実施区域は静岡県第4次地震被害想定における浸水区域とされているため、想定される南海トラフ巨大地震等の災害に対する安全対策について、十分な検討を行い万全の対策が講じられることが望まれる。